別紙４

駅構内店舗の管理規則

令和５年６月３０日改定
横浜交通開発株式会社

第１章　総則

（目的）
第１条　この管理規則は、横浜市営地下鉄駅構内の店舗、事務所、保育園、倉庫（以下「店舗」という。）を、円滑に管理・運営することを目的とする。

（適用）
第２条　この管理規則は、横浜交通開発株式会社（以下「交通開発」という。）と出店事業者間で締結している賃貸借契約により設けた店舗について適用する。

第２章　運営

（入退店可能時間）
第３条　店舗への入退店可能時間は、地下鉄の始発時間から終電時間まで（以下「駅営業時間」という。）の間とする。ただし、２４時間営業可能な店舗は除く。

（入退店の確認）
第４条　店舗入店時は、駅事務室で店舗の名称及び氏名を名乗り、火気取締点検簿（以下「点検簿」という。）を受領する。
２　店舗退店時は、店舗内の火気取締、水道、照明、機器等の状況及び店舗の施錠を確認したことを点検簿に記載し、駅事務室に点検簿を返却する。
３　２４時間営業中は、店舗内に点検簿を備え付け、終電時間前に店舗内の火気取締、水道等の状況を確認したことを記載し、駅事務室に届け出て駅職員の確認を受ける。

（営業時間及び休業日）
第５条　店舗の営業時間及び休業日は、「必要事項届出書」（以下「様式－１」という。）により交通開発へ届け出る。また、届出内容を変更した場合も同様とする。

（店舗責任者）
第６条　店舗との連絡を円滑に行うため、店舗責任者を「様式－１」により交通開発に届け出る。また、店舗責任者を変更した場合も同様とする。

（防火管理）
第７条　消防法の定めにより、店舗の防火管理者を選任し、消防計画書を作成して所轄消防署に届け出る。また、防火管理者、消防計画書を変更した場合も同様とする。
２　所轄消防署に届出た防火管理者及び消防計画書（写）を交通開発に提出する。
３　店舗の防火管理者は、消防法の規定により店舗が設置した消火器等の消防設備の点検、維持管理を行う。また、点検時の報告書を所轄消防署に届け出るとともに、交通開発に写しを提出する。
４　消防法の定めによる防火管理に関する防火対策委員会等が駅に設置されているので、店舗の防火管理者は、必ず駅と協議し、委員会等に参加する。

（緊急連絡体制）
第８条　火災等緊急時の連絡は、「緊急時・故障時等連絡先（駅構内店舗）」（以下「連絡先」という。）により、速やかに連絡する。なお、「連絡先」は電話の近くの見える位置に掲出する。
２　店舗は、緊急時の連絡または通知が可能な連絡者の住所、氏名、電話番号（携帯番号）を「様式－１」により交通開発に届け出る。また、連絡者が変更になった場合も同様とする。

（商品等の搬出入）
第９条　商品等の搬出入は、駅と協議し決められた経路で行う。
２　商品等の搬出入は、駅の混雑時間帯を避け、駅利用者の迷惑とならないよう注意する。
３　商品等の搬出入のため、エレベーターを使用する場合は「駅エレベーター使用願書」（様式－４）を使用開始日の１４日前までに交通開発へ提出する。なお、使用期間は最長で使用開始日の年度の末（３月末）までとする。

（清掃）
第１０条　店舗内は毎日清掃、整理整頓を行い、防災対応、保健衛生を確保する。
２　商品廃棄物や清掃等により発生したゴミ等は、自らの責任において適正に処理する。ただし、交通開発が処理方法について別途指示した場合は、これに従う。

（駅コンコース等の使用制限）
第１１条　駅コンコース等の店舗外での営業、商品等の仮置きは禁止する。
２　駅コンコース等の店舗外で営業する場合は、別途、横浜市交通局に申請し許可を受ける。

（駐車場の利用）
第１２条　店舗の駐車場を駅構内に確保することができないため、駐車場が必要な店舗は自ら確保する。

第３章　維持管理
（財産区分）
第１３条　店舗に係る財産区分は、賃貸借契約書に添付されている「財産及び維持管理区分表」による。

（維持管理区分）
第１４条　店舗に係る維持管理は、賃貸借契約書に添付されている「財産及び維持管理区分表」による。

（施設保全）
第１５条　店舗において、施設破損、設備故障等（店舗が設置した内装等は除く）が発生したとき、またはその恐れがあるときは「連絡先」により、速やかに連絡する。
２　店舗内外の修繕または改修を行う場合は、計画時にあらかじめ交通開発へ計画内容を連絡し、協議する。また、「修繕等承認願書」（様式－２）により、施工段階までに交通開発の承認を得る。また、修繕等を行う作業責任者は、横浜市交通局が行う作業責任者認定講習を受講する。
３　店舗内外に設置されている店舗諸設備の点検、清掃等の軽易な作業を行う場合は、「作業予定月報」（様式－３）により、原則作業日の３週間前までに交通開発に届け出る。また、作業責任者は、横浜市交通局が行う作業責任者認定講習を受講する。

（店名・広告看板等）
第１６条　店舗の店名・広告看板等を新たに駅構内側に掲出する場合は、第１５条第２項の定めによる。

（通信設備）
第１７条　店舗にケーブル等を外部から引き込む場合は、第１５条第２項の定めによる。

第４章　その他
（巡回）
第１８条　交通開発は、随時店舗等施設の巡回を行う。
２　店舗は、巡回により交通開発から注意、指示等を受けた場合は、必ずこれに従う。

（店舗への立入り）
第１９条　横浜市交通局が鉄道構造物の定期点検等で店舗内に立ち入る場合は、事前通知を行う。交通開発から定期点検等の立会を求められた場合は、店舗責任者は立ち会わなければならない。
２　緊急の場合、店舗の承諾を得ずに交通開発または横浜市交通局が店舗に立ち入ることがある。このような場合、店舗へは事後報告となる。

（管理規則の変更）
第２０条　この管理規則は必要により変更する場合がある。
２　変更があった場合、その都度、管理規則を配布し、また当社ホームページに掲載する。

以上